

平成14年度国民健康保険税の税率が確定しました

国民健康保険は、加入者の方が病气やけがをしたときに、安心して医療を受けられるための相互扶助の制度で、保険税は病气などにかかった経費の一部を加入者の方の所得や加入者数に応じて負担していただくものです。また保険税は医療分と介護納付金分(以下、介護分)を合わせて納付していただきます。

を9回に分けて納めることになり、滞納すると資格証明書に

滞納すると資格証明書に

災害その他の政令で認められている事情がなく、いつまでも保険税を納めずについて納税相談などにも応じない場合、やむを得ず次のような措置をとることもあります。

1 保険税を返しても戻りません。

それにより医療費が一旦、金額自己負担となります。

※この場合「保険証」の代わりに「被保険者資格証明書」が渡されます。支払った医療費は後で国保から払い戻しが受けられます。

療費は後で国保から払い戻しが受けられます。

2 国保の保険給付が差し止めになります。

3 財産差押えなどの処分を受けます。

具体的な税率や計算方法は表のとおりです。

平成14年度納付期限

第1期	4月30日
第2期	5月31日
第3期	7月1日
第1期～第3期は、仮算定税額期間	
第4期	7月31日
第5期	9月2日
第6期	9月30日
第7期	10月31日
第8期	12月2日
第9期	12月25日
第10期	1月31日
第11期	2月28日
第12期	3月31日

保険税の納付方法

保険税の納付は年12回で、年税額から1期～3期までの仮算定税額を差し引いた残り

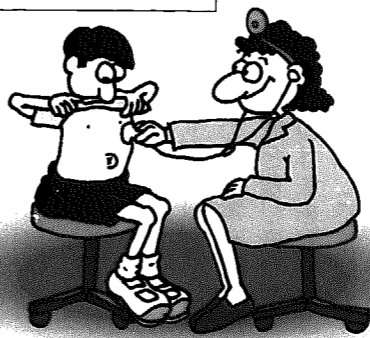


表1 平成14年度 国民健康保険税の税率及び計算方法

応能割	① 所得割	(前年の総所得金額-※控除額) × 税率	医療分	介護分
			6.5%	0.90%
応益割	② 資産割	固定資産税額(土地と家屋にかかる部分) × 税率	25.3%	-
	③ 均等割	加入者1人当たり	22,000円	8,700円
	④ 平等割	1世帯当たり	25,000円	-
①+②+③+④=1年間の保険税額			最高限度額	
			530,000円	70,000円

※ 所得割の控除額…住民税の基礎控除額33万円。ただし給与所得のある場合は2万円、65歳以上で年金所得のある場合は17万円を加えた額。

注：税額の計算に用いる総所得金額や固定資産税額は、国民健康保険の加入者分のみです。

表2 応益割(均等割と平等割)の軽減制度

世帯あたりの前年の総所得金額が

- 33万円以下の場合……………7割軽減
- 33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)以下の場合……………5割軽減
- 33万円+35万円×被保険者数以下の場合……………2割軽減

皆さんの介護保険

◆要介護認定の更新申請は忘れずに

要支援、要介護認定を受けておられる方には約2ヶ月前に個人通知を行っておりますが、更新の案内が届いたら忘れずに手続きしましょう。認定有効期限を過ぎると、希望する介護サービスが受けられない場合があります。

◆新しい被保険者証が届いたら古い被保険者証は返してください

介護保険の要支援、要介護認定を受けられると、新しい被保険者証を送付していますが、これが届いたらお手数でも古い被保険者証は役場にお返しください。

そして新しい被保険者証に記載されている介護度や有効期限などを、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)とサービス事業者や施設にも提示してください。介護事業者は、これによって皆さんに必要な介護サービスの計画を行ったり、介護報酬の請求を行いますので、大切に保管してください。

なお、破損したりなくなりました場合は、再発行しますので速やかに福祉保健課にお届けください。

◆介護サービスに対する相談や苦情は

提供を受けた介護サービスの内容が悪いとか、納得のいく説明を聞かせてもらえないなど、介護サービスに関する相談や苦情は、そのサービスを提供しているサービス事業者に行うか、サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、若しくは福祉保健課介護福祉係(☎821-5725)にお寄せください。

在宅介護奮闘記

介護者
石瀬 有坂信子 さん

◎お義母さんを介護されて何年になりますか。

…義母は、23年前に脳血栓を起こしました。発病してから、5年間入院していましたが、6年目に「お義母を見るしかない」と決意し、仕事を辞めて18年間介護してきました。

◎20年前は、在宅サービスが充実していなくて大変でしたよね。

…義母の介護を始めた頃は、今のように利用できる在宅サービスは無く、息子夫婦の助けを得て入浴介助をしたり、無我夢中に介護してきたと思います。平成8年にデイサービスが開設され、週1回の利用が始まりましたが、あれだけ大変だった入浴をしていただき、本当にありがたかったですね。

◎現在、どんなサービスを利用されていますか。

…現在は週2回のデイサービスと、月1回の訪問看護そして月に7日間くらいのショートスティを利用しています。訪問看護では、身体の状態を観察してもらったり、介護で不安なことを聞かせていただいたり、安心して在宅での介護ができますので、喜んでます。

◎サービスの利用を始めて、気持ちの面で何か変化はありますか。

…近所の人に、「義母の介護に追われてばかりいるのではなく、息抜きも大事なのではないか」と言われ、サービスを利用しながら、フォークダンスクラブと石瀬の小唄保存会に入れてもらい活動を始めました。始めはとても不安でしたが、今では明日からの介護にファイトを与えてもらっています。

ショートスティを利用している時は、気の合つ友人と旅行に行ったり、畑で野菜作りをしたりと、自分のための時間に使うようにしています。介護を忘れて、何かに打ち込める時間をもつということが大事ですね。

◎介護者ご自身の生きがいも大事にしながら、20数年の介護はすごいなあと感じますが、ここまで在宅で介護できた秘訣はなんですか。

…「私が倒れたら、家で義母を看ていけなくなる」と思い、自分が病気になるように、腰を痛めないようにと気を配り、上手にサービスを利用しながら、介護をしています。

また、家族の協力なしでは、これまで頑張ってきたことがなかったと思います。義母は、毎日ミキサー食をいただいているのですが、その食事作りを嫁がまかってくれています。私は食べさせる役割ですが、本当に助かっています。

◎介護されている皆さんにお伝えしたいことはありますか。

…決して1人で悩まないでください。そして介護だけにのめり込んではいけません。自分の趣味も生かして、気分転換しながら、介護していく事が大切だと思います。

